

日本国憲法の理念の実現をめざす特別決議

いま、日本国憲法が大きな危機に直面している。

安倍政権は、国会における改憲勢力の数を背景に、96条「改正」により憲法改正の発議要件を衆参各院の総議員数の3分の2から過半数に緩和しようとする目論んでいる。これは、単に手続き上の変更ではなく、立憲主義の根本を否定するものである。また、憲法「改正」によって、天皇の元首化、国防軍の創設、「公益及び公の秩序」による人権の制限、公務員の権利制限、日の丸・君が代の遵守義務など国民の義務を追加しようとしている。さらに、これまでの政府見解を変更し、集団的自衛権の行使を容認し、秘密保全法制の整備を規定する「国家安全保障基本法」の制定をも企てている。

憲法は、過去の戦争の反省にもとづき、「平和主義」「基本的人権の尊重」「国民主権」のもと広く国民の間に定着している。戦争・武力紛争や暴力の応酬が絶えることのない今日の国際社会において、憲法の「平和的生存権」および9条の今日的意義は、全世界の人々が平和に生きる権利を実現するため一層重要となっている。

平和なくして人権保障はありえない。今こそ私たちは、戦後日本社会の規範・枠組みを大きく改変しようとする憲法改悪に抗し、「個人の尊厳」を追求する憲法理念が実現された平和で民主的な社会をめざしていかなければならない。

日教組は、日本国憲法のもつ国家権力を制限する立憲主義の意義をあらためて確認し、すべての人々が個人として尊重され、人権が十分に保障される平和な社会の実現を求めていく。私たちは、平和憲法を守り、「教え子を再び戦場に送るな」のスローガンのもと、憲法改悪阻止のため組織の総力をあげてとりくんでいく。

以上、決議する。

2013年8月27日

日本教職員組合 第101回定期大会